

○豊見城市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

令和6年2月28日議会訓令第1号

豊見城市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、豊見城市議会議員（以下「議員」という。）が豊見城市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における豊見城市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、次に掲げる事項を請負状況等報告書（様式第1号）により議長に報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 契約締結日

イ 請負の対象とする役務、物件等

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、当該訂正の内容を訂正届（様式第2号）により議長に届け出なければならない。

(報告の一覧の作成及び公表等)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（同条第2項の規定による訂正があつた場合にあつては、当該訂正後の報告）を受けた場合、請負状況報告等一覧（様式第3号）を作成し、公表しなければならない。

2 議長は、前条の規定による一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるよう字体を残さなければならない。

(報告等の保存及び閲覧等)

第4条 第2条の規定による報告及び訂正は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている報告及び訂正の写しの閲覧（以下この条及び次条第2項において「閲覧」という。）を請求するこ

とができる。

- 3 前項の規定による閲覧は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して30日を経過する日の翌日から、議長が指定する場所において、議長が指定する時間中にすることができる。
- 4 閲覧に係る報告及び訂正は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。
- 5 閲覧に係る報告及び訂正は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。
- 6 議長は、前2項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

(期限等の特例)

第5条 第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、豊見城市の休日を定める条例（平成3年豊見城村条例第22号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、休日の翌日をもってその期限とみなす。

- 2 第4条第3項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、休日の翌日をもって閲覧開始日とみなす。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年3月1日から施行し、令和6年4月1日の属する会計年度における請負から適用する。

年 月 日

豊見城市議会議長 殿

豊見城市議会議員

請負状況等報告書

豊見城市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額（円）

支払を受けた総額	円
----------	---

（注）契約金額及び昨年度（会計年度）に支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入

様式第 2 号（第 2 条関係）

年 月 日

豊見城市議会議長 殿

豊見城市議会議員

訂 正 届

豊見城市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 2 条第 2 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 訂正箇所

2 訂正の理由

様式第3号（第3条関係）

請負状況報告等一覧

議員名	契約締結日	対象とする役務、物件等	契約金額（円） （単価契約である場合はその旨）	昨年度（会計年度）に支払を受けた額（円）	支払を受けた総額（円）

（注）契約金額及び昨年度（会計年度）に支払を受けた額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入